

都城市告示第332号

令和2年7月大雨等による被災者に対する市税の納期限等を次のとおり延長する。

令和2年12月14日

都城市長 池田 宜永



都城市税条例（平成18年条例第99号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和2年7月大雨等による被災者に対する市税の納期限等を延長する告示（都城市告示第219号）において、別途告示で定めることとされている期日については、その期限が令和2年7月4日から令和3年1月31日までの間に到来するものについて、令和3年2月1日とする。